

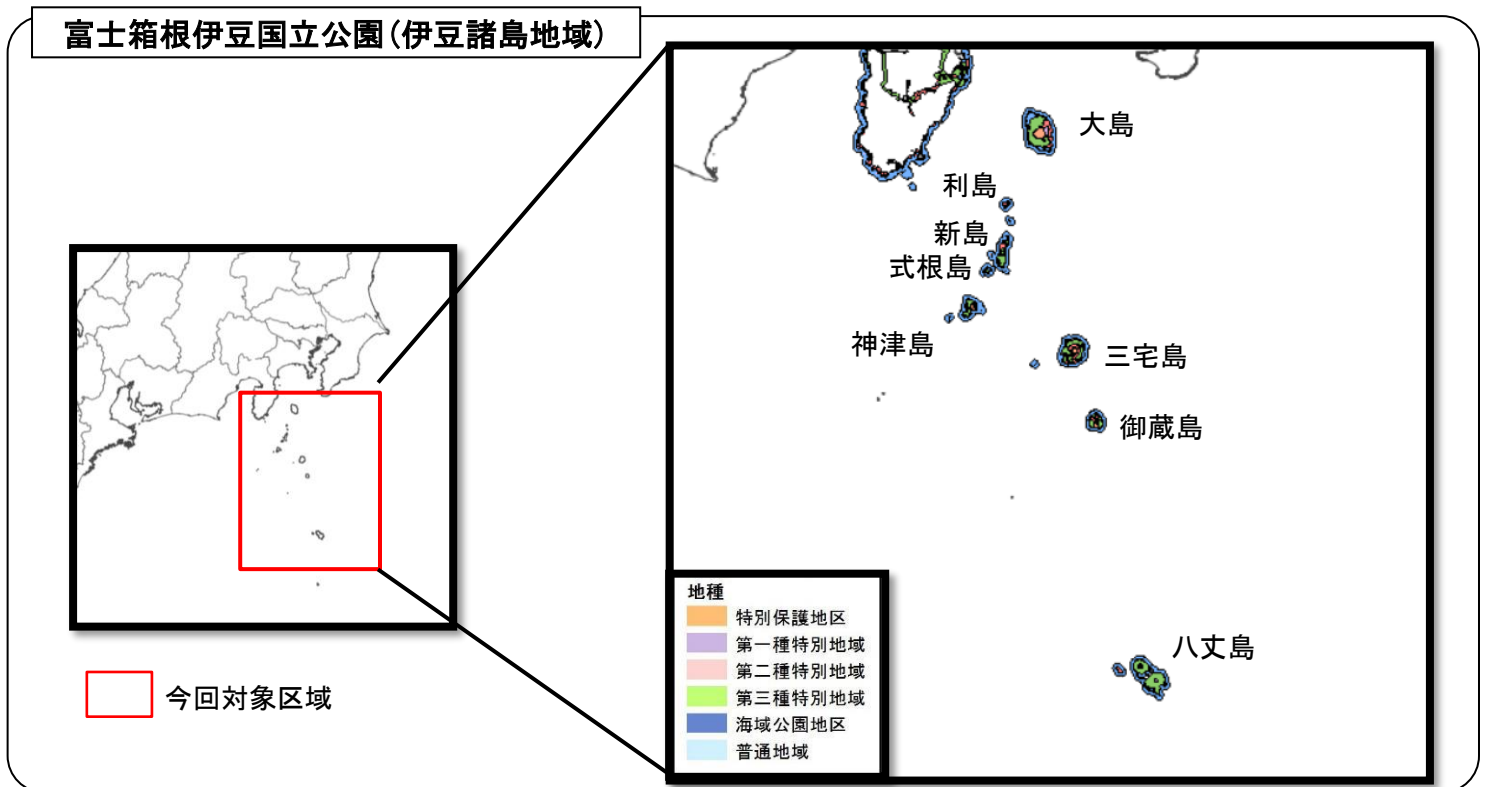
富士箱根伊豆国立公園(伊豆諸島地域)の公園区域及び公園計画の変更(第3次点検)に関する意見の募集(パブリックコメント)について

1. 背景

富士箱根伊豆国立公園は、富士山を頂点とし、伊豆半島から伊豆諸島、硫黄海嶺に続く火山列に起因する火山弧峰、火山カルデラ、半島、列島景観により構成され、フィリピン海プレートがユーラシアプレート及びオホーツクプレートに沈み込むプレートテクトニクスのダイナミズムを感じることができる国立公園です。

今回変更する伊豆諸島地域は、火山活動が活発であり島内の変容が著しい三宅島を除いた区域を対象として、昭和59年に公園区域及び計画の再検討を実施した後、平成5年に第1次点検、平成14年に第2次点検を実施しています。三宅島については、平成6年に再検討を実施しています。

今回の変更(第3次点検)では、前回の点検から三宅島については約30年、それ以外の島については15年以上が経過するため、その間の本地域を取り巻く社会的状況等の変化を踏まえ、公園区域及び公園計画について、必要な変更を自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づいて行うものです。



2. 変更案のポイント

八丈島裏見ヶ滝周辺や八丈島周辺の海域を公園区域に編入するほか、大島や式根島、神津島において新たに海域公園地区の指定を行います。また、本公園全体において保護施設計画や利用施設計画の見直しを行うとともに、公園区域線や地種区分線が不明確であった区域の明確化を図ります。

3. 公園計画の変更案の詳細

①公園区域（陸域）

- 拡張：東京都八丈町中之郷の一部 3 ha
- 削除：東京都大島町岡田の一部 1 ha
東京都大島町元町の一部 1 ha
東京都八丈町大賀郷及び三根の各一部 3 ha

②公園区域（海域）

- 拡張：東京都八丈町地先海面の一部 11,706ha

③保護規制計画

- ・三宅島では、平成12年の雄山の噴火に伴い景観が変化した区域について地種区分の見直しを行います。
- ・八丈小島では、伊豆諸島本来の特徴を表す動植物相を有しており、生物多様性保全上重要な地区について、第2種特別地域から第1種特別地域へ振替を行います。
- ・各島周辺の海域について、サンゴや藻場、火山活動に伴う特異な海中景観や海底の自然現象等が見られる景観上重要な海域を、海域公園地区として指定します。（大島4カ所、新島2カ所、神津島1カ所）

変更内容	変更面積
特別保護地区の拡張 (第1種・第2種特別地域からの振替による)	+81 ha
特別保護地区の削除 (第2種特別地域への振替による)	△12 ha
第1種特別地域の拡張 (第2種特別地域からの振替による)	+230 ha
第1種特別地域の削除 (特別保護地区及び第2種特別地域、普通地域への振替による)	△85 ha
第2種特別地域の拡張 (特別保護地区及び第1種・第3種特別地域、普通地域からの振替による)	+71 ha
第2種特別地域の削除 (特別保護地区及び第1種・第3種特別地域、普通地域への振替による)	△269 ha
第3種特別地域の拡張 (第2種特別地域からの振替並びに公園区域外からの編入による)	+14 ha
第3種特別地域の削除 (第2種特別地域及び普通地域への振替による)	△59 ha
海域公園地区の拡張	+218.6 ha

④単独施設

- 追加：三七山宿舎（東京都三宅村）等（計4施設）
- 削除：湯場宿舎（東京都大島町）等（計11施設）

⑤道路（車道）

追加：南部三原山線

変更：八丈三原山線

⑥道路（自転車道）

削除：伊豆岬線等（計4路線）

変更：羽伏浦線

⑦道路（歩道）

追加：南郷線

変更：三原山カルデラ周廻線等（計8路線）

削除：名組湾返浜線等（計6路線）

⑧運輸施設（船舶運送施設）

削除：海中公園線

【参考】富士箱根伊豆国立公園（伊豆諸島地域）の面積

【単位：ha】

	特別 地区 保護	特別 地域 第1種	特別 地域 第2種	特別 地域 第3種	普通 地域 （陸 域）	（陸 域） 合計	海 域 公 園	普通 地域 （海 域）	（海 域） 合計
変更前	2,433	2,211	5,127	14,065	(3,752)	27,507	(51.6)	(23,300)	27,741
変更後	2,503	2,354	4,929	14,017	3,702	27,505	270.2	39,177	39,447
（変更面積）	+70	+143	△198	△48	+39	△3	+218.6	+11,488	+11,706

注）数値は、区域の精査後にGISソフトを用いて算出した値である。内訳と合計の不一致は四捨五入によるもの。

括弧書きで記載した変更前の公園区域の面積は、変更前の公園計画書に記載された数値である。

4. 意見提出手続

(1) 問合せ先

ア 環境省自然環境局国立公園課

東京都千代田区霞が関1-2-2 / 電話 03-5521-8279

イ 環境省関東地方環境事務所

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 / 電話 048-600-0516

(2) 意見募集対象

資料「富士箱根伊豆国立公園（伊豆諸島地域）公園計画変更書 [第三次点検]（環境省原案）」

(3) 資料（変更案）の入手方法

変更案及びその概要は、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、(1)の問合せ先で閲覧することができます。

(4) 意見提出期間

令和4年3月28日（月）から4月17日（日）までの21日間

(5) 意見提出先

環境省自然環境局国立公園課

(6) 意見提出方法

ア 郵送の場合：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

※締切り日当日消印まで有効

イ FAXの場合：03-3595-1716

ウ 電子メールの場合：shizen-kouen@env.go.jp

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください。添付ファイルに意見を記載して提出することは、御遠慮ください。

<意見提出に関する共通留意事項>

- ・件名に必ず、「富士箱根伊豆国立公園（伊豆諸島地域）の公園計画の変更への意見」と記載してください。
- ・本文の様式は問いません。
- ・意見提出者の住所、氏名（団体の場合は団体名）、電話番号、FAX番号、メールアドレスを御記入ください（これらの記入がないものは無効となります）。氏名、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。
- ・御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に該当箇所を伏せさせていただくこともあります。
- ・電話での意見は受けかねますので御了承ください。

6. 提出された御意見の取扱い

提出された御意見は、その概要とそれに対する対応方針を取りまとめて公表します。

7. 今後の主なスケジュール（予定）

令和4年4月	提出された意見を取りまとめた上、公表
令和4年6月下旬	中央環境審議会に変更案を諮問・答申
令和4年9月	中央環境審議会の答申を踏まえ、変更内容を官報告示

<掲載資料>

富士箱根伊豆国立公園（伊豆諸島地域） 公園計画変更書〔第三次点検〕（環境省原案）

令和4年3月28日（月）
環境省 自然環境局 国立公園課
代表 03-3581-3351
直通 03-5521-8279
課長 熊倉 基之（内線 6440）
課長補佐 中山 直樹（内線 6650）
専門官 藤井 沙耶花（内線 6694）